

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

3月末に専決処分にて改正予定の条例

令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日決定）において、**国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準が引き上げられる**こととなり、令和2年3月末に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日に施行される予定となっています。

これを受けて、本市においても長久手市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分にて3月末に行う予定です。

国民健康保険税の課税限度額の引上げ(予定)

(1) 改正の予定内容

基礎課税額等に係る課税限度額を次のとおり引き上げます。

区分	改正前	改正後	引上げ額
基礎課税額	61万円	63万円	2万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円	変更なし
介護納付金課税額	16万円	17万円	1万円
合計	96万円	99万円	

(2) 今後の影響

国民健康保険税の課税額が**年間 約300万円 増加する**ことが見込まれます。
(保険税率改正前の額)

(3) 影響世帯：課税限度額超過世帯（推計）

	限度額に達する世帯（保険税率改正前）	影響世帯数
改正前	収入1,420万円（所得1,181万円）以上の世帯	126世帯
改正後	収入1,502万円（所得1,258万円）以上の世帯	123世帯

※給与収入のみの40歳～64歳の単身世帯の場合 ※令和元年12月試算 **3世帯減少**

(4) 県内の課税限度額の状況（令和元年度）

限度額(円)	96万	95万	93万	89万
市町村数	37	1	15	1

(5) 限度額改正経過

年度	H23	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
法令限度額(円)	77万	81万	85万	89万	改正なし	93万	96万	99万
長久手市	73万	77万	81万	85万	89万	93万	96万	99万

(6) 施行日

令和2年4月1日

国民健康保険税の軽減判定所得の基準の引上げ(予定)

(1) 改正の予定内容

国民健康保険税（均等割・平等割）の2割軽減及び5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を次のとおり引き上げます。

	変更前	変更後
2割	33万円 + 被保険者数× 51万円	33万円 + 被保険者数×52万円
5割	33万円 + 被保険者数× 28万円	33万円 + 被保険者数×28.5万円

(2) 軽減対象となる世帯

30代の夫婦+子ども2人 給与収入のみの場合

2割軽減	収入 368万円 （所得241万円(33万円+4人× 52万円))以下の世帯
5割軽減	収入 235万円 （所得147万円(33万円+4人× 28.5万円))以下の世帯

65歳以上高齢者夫婦 夫婦の年金収入のみの場合

2割軽減	年金 377万円 所得137万円(33万円+2人× 52万円)以下の世帯
5割軽減	年金 330万円 所得90万円(33万円+2人× 28.5万円)以下の世帯

(3) 影響世帯：軽減対象世帯（推計）

	変更前	変更後
2割軽減	580世帯	598世帯
5割軽減	590世帯	599世帯

※令和元年12月試算 **18世帯増**
9世帯増

(4) 今後の影響：国民健康保険税の減少額（推計）

	変更前	変更後
2割軽減	920万円	950万円
5割軽減	2,310万円	2,350万円

※令和元年12月試算 **30万円減少**
40万円減少

(5) 施行日

令和2年4月1日